

令和4年度第1回小金井市いじめ問題対策連絡協議会 次第

日 時 令和4年5月26日（木）
午後3時から午後3時45分まで
場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

1 会長・副会長選出

2 開会あいさつ

小金井市いじめ問題対策連絡協議会 会長

3 教育委員会より

4 協議

(1) いじめの防止等に関する取組・連携について

(2) 小金井市いじめ防止基本方針について

5 事務連絡

6 閉会あいさつ

小金井市いじめ問題対策連絡協議会 副会長

小金井市いじめ問題対策連絡協議会 委員

令和4年5月

			所属等	氏名
(1)	小金井市立学校	小学校校長会代表	小金井第三小学校長	増田 亮
		中学校校長会代表	緑中学校長	金井 誠
		小学校生活指導主任代表	小金井第二小学校生活指導主任	板場 真理子
		小学校生活指導主任代表	東小学校生活指導主任	山本 奈穂
		中学校生活指導主任代表	緑中学校生活指導主任	瀬沼 将己
(2)	委員会及び小金井市	児童青少年課長	子ども家庭部児童青少年課長	深草 智子
		子ども家庭支援センター長	子ども家庭部子ども家庭支援センター長	黒澤 佳枝
		指導室長	学校教育部指導室長	加藤 治紀
		スクールソーシャルワーカー代表	学校教育部指導室スクールソーシャルワーカー	松田 怜那
		スクールソーシャルワーカー代表	学校教育部指導室スクールソーシャルワーカー	近藤 幸子
(3)	東京都小平児童相談所	児童相談所長	小平児童相談所長	波田 桃子
(4)	小金井警察署	生活安全課少年第一係長	小金井警察署生活安全課少年第一係長	末武 恭子
(5)	小金井市民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員代表	市会長	川畑 美和子
		民生委員児童委員代表	主任児童委員	小峰 優子
(6)	小金井市青少年健全育成地区委員会	健全育成地区委員代表	西部地区会長	佐藤 義明
		健全育成地区委員代表	南部地区会長	橋本 洽祚
(7)	小金井市立小中学校PTA連合会	PTA連合会代表		関 鉄也
		PTA連合会代表		選出中



小金井市いじめ防止対策推進条例

令和3年4月1日施行

「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的な人権を侵害し、心身だけではなく、将来を憂慮す可能性があり、それゆえ、特に学校においては、子どもたちが安心して学校生活を送れるようにすることを旨とし、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要です。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題です。

小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んでまいりました。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができ、まちをつくるよう、また、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)
第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、小金井市(以下「市」という。)が小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)
第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例(昭和39年条例第11号)第2条に規定する学校をいう。
4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)
第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等がいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて積極的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の心情及び背景を踏まえて行うとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。
4 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を効果的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
5 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都(以下「都」という。)、市、保護者、市民等その他の関係機関・関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(いじめの禁止)
第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)
第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等に関する機関及び団体を連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。
2 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。
3 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)
第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)
第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
3 児童等の保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)
第8条 市民等は、地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
2 市民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(小金井市いじめ防止基本方針)
第9条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他のいじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)として定めるものとする。
2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(学校いじめ防止基本方針)
第10条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための具体的な対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)
第11条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察等その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。
2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
(1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
(2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
(3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項
3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)
第12条 基本方針に基づき市におけるいじめの防止等のための対策を効果的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。
2 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員5人以上をもって組織する。
3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
4 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。
5 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査(以下「法第28条調査」という。)を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。
6 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
8 第2項及び前項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市いじめ問題調査委員会)
第13条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のために必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置くことができる。

2 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものの中から、市長が委嘱する委員5人以上をもって組織する。
3 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査(以下「再調査」という。)を行い、その結果を市長に答申する。
4 市長は、調査委員会を設置したとき、又は前項の規定による答申があったときは、議会に報告するものとする。
5 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
6 委員の任期は、市長が委嘱したときから、再調査が終了するときまでとする。
7 第2項及び前項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(協力要請)
第14条 市長及び教育委員会は、児童等と学校以外の学校教育法(昭和22年法律第26号)で定める小中学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)に在籍する児童又は生徒との間で、いじめと同様の事態が発生した場合は、その事態の解決に向けて当該学校に協力を求めることができる。

(委任)
第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

付 則
1 (施行期日)
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(以降省略)

しょうがく
小学1~4年生向け

こがねいし ほうしだいさくすいしんじょうれい 小金井市いじめ防止対策推進条例 (いじめをなくすためのきまり)

~いじめをしない・みのがさない~

しょうがくせい
~小学生のみなさんへ~

いじめは人の心や体をきずつけてしまいます。みなさんはいじめからまもり、みなさんがあんしんして生活できるような小金井市にしていきたいために、「小金井市いじめ防止対策推進条例(いじめをなくすためのきまり)」をつくりました。

このきまりによって、みなさんがいじめについて考え、みなさんのまわりにいる多くの大人たち(おうちの人の先生たち、小金井市のみなさん)ががんばることで、小金井市にいるすべての人たちが幸せになれるように、協力して助け合える小金井市をめざしています。

このきまりを読んで、友だち、おうちの人の先生たちなど多くの人たちと、いじめについて考えてみてください。

~保護者・地域のみなさまへ~

小金井市では、全ての子どもたちをいじめから守り、全ての子どもたちの健やかな成長を願って「小金井市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

保護者のみなさんはこのリーフレットをお子さんと一緒にお読みいただき、いじめはいけないことだという確認をしてください。日頃からお子さんの様子を注意深く見守り、心配なときは学校や中面の相談機関にご相談ください。

地域のみなさんは子どもたちを温かい目で見守ってください。そして子どもたちが安心して過ごせる環境づくりにご協力ください。

こがねいし こがねいししょうがくいらいんかい
小金井市・小金井市教育委員会

こがねいし ほうしたいさくすいしんじょうれい か
小金井市いじめ防止対策推進条例(いじめをなくすためのきまり)に書かれていること

なぜきまりがつくられたの？

- みなさんをいじめからまもり、みなさんがゆめときぼうをもって勉強や生活ができるようにするために、このきまりはつくられました。

いじめとは？

- いじめとは、友だちの心や体をきずつけることです。たとえば、友だちに、悪口を言う、体をたたく、ものをとる、なかまに入れたい、むしをする、などです。

きまりがめざしていることは？

- みなさんが安心して勉強などができるように、学校の中でも外でもいじめがなくなるようにします。
- いじめがなぜいけないのかということがわかるようにします。
- いじめられた人をきちんとまもります。いじめた人にはいけないことをしてしまったということをきちんと教えます。おうちの人にも協力をしてもらいます。
- 学校だけでなく、小金井市でくらす人みんなで、いじめをなくしていきます。

いじめのきんし

- みなさんは、いじめをしてはいけません。



★いじめ相談機関の紹介★

●**小金井市教育相談所**
 月～土曜日 9:00～16:30 ☎ 042-384-2508 042-384-2097
 小金井市ホームページから教育相談で検索、メール相談も受け付けています。

●**東京都いじめ相談ホットライン(東京都教育相談センター)**
 24時間対応(フリーダイヤル) ☎ 0120-53-8288
<https://e-soudan.metro.tokyo.jp>
 メール相談も受け付けています。
 【東京都教育相談センターホームページのメール相談をクリック】

●**法務省子どもの人権110番**
 ☎ 0120-007-110

●**小金井市教育委員会**
 ☎ 042-383-1111



いじめをなくし、いじめからみなさんをまもるためにおこなうこと

おうちの人

- みなさんに、いじめはいけないことだと教えます。
- みなさんの話をよく聞き、よく見まもり、みなさんがいじめられたときは、いじめから守ります。

小金井市のみなさん

- みなさんをよく見まもり、みなさんが安心してすごすことができる小金井市にできるよう協力します。
- いじめを見たときは、学校や小金井市にれんらくします。

小学生のみなさん

- みなさんは自分を大切にするとともに、まわりの人も大切にします。
- みなさんはいじめを見たら知らないふりをしないで、学校の先生やおうちの人などに相談します。



学校の先生たち

- いじめをなくすに、学校ではどうしたらよいかを考え、みなさんにいじめはいけないことだと教えます。
- みなさんの話をよく聞き、よく見まもり、みなさんがいじめられているかもしれないときは、すぐに相談のり、いじめから守ります。
- おうちの人や小金井市のみなさんと協力しながら、いじめをなくします。

小金井市

- みなさんにいじめはいけないことだとわかってもらうために、おうちの人、学校の先生たち、小金井市のみなさんに協力してもらいます。
- いろいろな人の考えを聞いて、いじめをなくすために、小金井市ではどうしたらよいかを考えます。

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号。以下「条例」という。）第12条第8項の規定に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第12条第2項の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 心理に関する専門的な知識を有する者
- (4) 福祉に関する専門的な知識を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 対策委員会の会議は、委員長が招集する。

2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、第6条に規定する除斥により過半数に達しなくなったときは、この限りでない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員（第6条の規定により除斥された者を除く。以下この条において同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 条例第12条第5項に規定する法第28条調査（以下「法第28条調査」という。）に係る対策委員会の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(関係者の出席等)

第5条 対策委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、

会議への出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第6条 対策委員会の委員は、自己又は親族の利害に関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、対策委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(専門調査員)

第7条 法第28条調査において専門事項を調査するため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置き、調査をさせることができる。

(謝礼)

第8条 専門調査員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門調査員は、調査又は審議を行うに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 対策委員会の庶務は、学校教育部指導室において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小金井市いじめ防止基本方針

令和3年11月9日

小 金 井 市
小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。

小金井市では、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができるように「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできた。

「いじめのないまち 小金井宣言」

未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。

- 一 ところをつなぎ「いじめゼロ」をめざします。
- 一 がまんをしないで相談します、相談させます。
- 一 ねばりつよく、かけがえのない命を守ります。
- 一 いじめをしない、させない勇気を持ちます。

小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことができるように、全力で取り組むことを誓います。

平成24年10月1日

小金井市

小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携

し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

ア いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための取組として道徳の時間、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(2) 児童等の保護の徹底と主体的な取組への支援

ア いじめられた児童等を徹底して守り通す。

いじめられた児童等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童等が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。

イ 児童等主体の取組を支える。

学校は、周囲の児童等がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童等を守り通すとともに、周囲の児童等の発言を促すための児童等による主体的な取組を支援する。

ウ いじめの再発防止に努める。

いじめを行った児童等に対しては、その心情及び背景を踏まえて指導を行うとともに、いじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援を行う。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

ア 学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

ア 地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等がいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定、最終改定 平成29年3月14日）、東京都いじめ防止対

策推進基本方針（平成26年7月10日策定）及び基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 組織等の設置

ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

ア 未然防止

- (ア) 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成
- (イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成
- (ウ) 児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- (エ) 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- (オ) 児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- (カ) 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

イ 早期発見

- (ア) 児童等の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察
- (イ) 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童等がいじめを訴えやすい体制の整備
- (ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備
- (エ) 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

ウ 早期対応

- (ア) いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応
- (イ) 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認

- (ウ) いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全の確保
- (エ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- (オ) 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導
- (カ) 関係児童等及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催
- (キ) いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようにする取組
- (ク) 加害者・被害者双方の保護者への支援・助言
- (ケ) 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有
- (コ) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (サ) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携

エ 重大事態への対処

- (ア) いじめられた児童等の安全の確保
- (イ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- (ウ) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (エ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- (オ) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力
- (カ) 重大事態発生について教育委員会への報告
- (キ) 重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力

6 市・教育委員会における取組

(1) いじめの防止等のための組織づくり

ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「小金井市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (イ) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (ウ) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会は、小金井市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される「小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議に関する事項
- (イ) 教育委員会又は学校が行ういじめ防止等の対策に関する事項
- (ウ) 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査に関する事項

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、「小金井市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底

教育委員会は小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を教育委員会の教育施策に位置付け、その周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 相談体制の整備と周知

児童等及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育相談所及び学校における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童等、保護者及び市民に周知する。

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識を持つスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣

する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童等に対する情報モラル教育の充実及び保護者に対する啓発活動に取り組む。

オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

6月、11月及び2月を「いじめ防止対策強化月間」として、定期的な調査を行う。また、生活指導主任研修会、人権教育推進委員会と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対応

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

7 その他

市は、この基本方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

令和3年度 第2回 小金井市いじめ問題対策連絡協議会 意見シート【まとめ】

(1) いじめの防止等に関する取組・連携・全般的なご意見等について

* ご所属における小金井市立小・中学校の児童・生徒に対するいじめの防止等に関する取組・他機関との連携・全般的なご意見等があればご記入ください。

小金井市立 学校	<p>【工夫している点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員への研修を適宜行っている。(冊子：いじめ総合対策、人権教育プログラムを活用) ・毎週、月曜日の生活指導夕会において、共通理解を図っている。→より細かく情報共有を行うため、2グループが隔週で報告をしている。 ・児童への聞き取りを、年2回行っている。 ・年2回 WEBQU を活用し、児童一人一人の状況の把握に努めている。 <p>【課題と感じている点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手教員の研修の場が減っていることで、対処の仕方が学べない。 ・経験年数があっても、いじめ総合対策の冊子、人権教育プログラムの冊子を熟読できていない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは絶対に許されない行為であることを繰り返し子どもたちへ指導し続けることが大切だと考える。6月、11月のふれあい月間など、定期的に意識啓発を続けていく必要がある。 ・子供たちの変化を見逃さない教師のきめ細やかな児童理解と観察が、いじめ防止には極めて重要なことだと考える。 ・学童や放課後子ども教室、子供会、地域スポーツ団体、塾や習い事等々、いじめ防止は、子どもたちにかかわる全ての大人が取り組むべき課題であり、学校外での活動でのいじめ対策も必要だと思う。どこまでを「他機関」とするのか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校においては、アンケート調査や生徒会によるいじめ撲滅運動等を実施している所もあり、組織的な取組を続けている。大切なのは、問題行動等に限らず、日常的に「なぜそのようなことをしたのか」だけでなく、「なぜそのようなことをしなければならなかったのか」という視点で子どもたちの背景を正確に把握し、子どもの気持ちを正しく理解し、その根本に寄り添うことであると思う。子どもがいじめという手段に走る前に、その困り感に気づき、有効な支援策を講じていきたい。そのための時間や心のゆとり、支援の手だてをもっている機関等の情報が、教員だけでなく全ての大人に欲しいと感じる。また、いじめは学校が舞台になっているケースがほとんどだが、学校だけでなく、家庭や地域の教育力をもって、支援の輪が広がっていくとよいと思う。 ・他機関との連携について、それぞれの機関では何ができるのか、どのような事案を扱うことが得意なのか、意外に学校は知らない。本校では、学校では対応が難しい事案や公的な支援が必要と感じる事案は、まずは子ども家庭支援センターに相談している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週、金曜、生活指導夕会にて児童の様子を報告している。 ・校内委員会、登校支援委員会により、児童の様子、方向性を話し合っている。 ・いじめ対策委員会を開き、対応の確認、方向性を話し合っている。 ・アンケートや WEBQU を実施し、集約、確認、共有をしている。

<p>教育委員会 及び小金井市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小金井市いじめ防止対策推進条例の施行に伴い、条例の内容に合うように小金井市いじめ防止基本方針を改定し、各校に周知した。今後は、各校のいじめ防止基本方針の改定やいじめ防止に関する取組に対して、支援していく。 ・小金井市いじめ防止基本方針の全面的な改定を検討している。定例の教育委員会や小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会でも意見等を求めている。本協議会を含めた様々な方からの意見等を収集し、改定に向けて形にしていきたい。 ・今年度も、定例の校長会や生活指導主任研修会においていじめ防止に関する取組についての情報提供を行った。また、若手教員研修においてもいじめ防止等に関する研修を行った。引き続き、文部科学省や東京都教育委員会の通知や最新の資料、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会での専門家等からの助言を基に、研修内容の充実に努めていきたい。
<p>東京都小平 児童相談所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対人関係や集団生活が苦手な発達障害の子どもは「変わった子ども」として目立ちやすく、いじめの標的になりやすいといわれている。こだわりが強く、登校渋りとパニックが目立ってきた児童に対して、本人の気持ちを丁寧に聞き取りながら、家庭環境を調整し、別室登校を続けてきた。その間、担任教諭は、クラスメイトにこの児童の特性等について説明をしたことで、この児童は自然に教室に入り、クラスメイトの雰囲気溶けこむことができた。それまでは同年代の子どもと交わることが苦手で、自分を理解してくれる大人とだけ接していたが、今は、クラスメイトと仲良くしている姿を見ると、担任教諭の働きかけがいじめの防止につながったと思う。
<p>小金井警察署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者からの相談や警察からの通告を端緒にご相談に応じることが多い。個々の状況に応じて対応していく。
<p>小金井市 民生委員 児童委員 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ」に起因する事件や相談等については、警察だけで対応することは難しいので、関係各機関の協力をいただき、深く感謝申し上げる。今後も小金井市の小・中学生が安心して生活することが出来るよう取り組んでいく。 ・「いじめ」に起因する事件や相談等については、警察だけで対応することは難しいので、関係各機関の協力をいただき、深く感謝申し上げる。今後も小金井市の小・中学生が安心して生活することが出来るよう取り組んでいく。 ・コロナウイルス感染拡大が継続する中、登下校時の通学路の見守りの強化やわんわんパトロールなど委員の工夫により活動している。しかし、2年にわたり学校行事等への参加が出来ず、学校との連携が大変難しくなっている。地域でも子どもたちの姿を見る機会が激減し日々の変化を把握することが難しい。 ・民生委員児童委員として児童問題などのリモート会議、オンライン講習会に参加している。また、民生委員児童委員も LINE や SNS を使用し、担当の学校の情報を共有している。これは、デジタルネイティブな子どもたちの現状の理解につながっている。
<p>小金井市立 小中学校 PTA連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のある中学校では、6月と2月のふれあい月間のときに、生徒会を中心として『ピンクシャツデー』というイベントを行っている。ピンクシャツデーとは、ピンク色のシャツを着てきた男の子が同級生にいじめられたことから生まれた、いじめ防止を呼びかける他、性別や人種を問わず、多様性を大事にするという取組である。個性の大切さについて考えて欲しいという思いがこめられている。当日は、学校のきまりの範囲で小物（主に文房具や髪ゴム等）を身につけ、態度で示した。また、先生方もシャツやセーター、華美ではないアクセサリ等でピンクのものを身につけていた。保護者は子どもたちが身につけるものを相談にのったり準備したりすることでこの取組を応援した。この取組を学校運営連絡会で保護者代表として報告すると、地域の方から「この日に中学生と地域と一緒にピンク色の物などを身に付ける（所持する）ことは難しくないのではないか。」という意見をいただいた。生徒が考えて取組を行い、地域で助け、同じ願い（想い）を共有することは大変意義のあることだと考える。

(2) 小金井市いじめ防止基本方針について

* 小金井市いじめ防止対策推進条例の施行に基づいて、小金井市いじめ防止基本方針（前文の「いじめのないまち 小金井宣言」を含む）の見直しを検討しています。現行の基本方針についてご意見等があればご記入ください。

小金井市立 学校	<ul style="list-style-type: none">・生活指導主任が、「小金井市いじめ防止基本方針」の会議の場に参加する機会を設けてほしい。・「いじめのないまち 小金井宣言」の中には、「いじめゼロをめざします」という文言がある。もちろん「いじめゼロ」をめざすことは大切なことであり、いじめが全くないことを理想とすべきですから、そこに全く異論はない。ただ、子どもたちにかかわる全ての大人は「いじめゼロ」を前提にすることなく、いじめは起きる、つらい思いをしている子どもがいるという視点に立って、いじめを絶対に見逃さないという「いじめ見逃しゼロ」という視点が必要だと考える。・いじめは、いじめを行う子がいなければ起きない。「いじめを行う子を生まないための根本的な方策」が必要と思うが、いじめ防止の名の下に示されている学校における取組や市・教育委員会における取組は、「いじめを行う子を生まないための」根本的な方策になっているのか、正直なところ疑問である。・現行のままでよいと思う。
教育委員会 及び小金井市	<ul style="list-style-type: none">・定例の教育委員会や小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会からは、「いじめのないまち 小金井宣言」の見直し、児童・生徒による取組、学校における早期発見の取組、保護者や地域との連携、いじめに関するアンケートの方法、教員研修の在り方などについてご意見等をいただいている。引き続き、様々な方からご意見等をいただきながら、改定に向けて、形にしていきたい。・「いじめのないまち 小金井宣言」は、「いじめを許さないまち」の方が現実的だと思う。特に、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めることについて、学校一丸となって取り組んでいただくことを望む。
東京都小平 児童相談所	<ul style="list-style-type: none">・学校等での安心感の確保は児童にとって大変重要で、必要な取組だと考えている。今後とも宜しく願いたい。
小金井市 民生委員 児童委員 協議会	<ul style="list-style-type: none">・見直しの検討は、いじめの複雑化、深刻化ということで必要だとしたら、それはどのような方向で修正していくのか、例えば「文言」「内容」などあらかじめ協議会委員に情報共有が必要ではないか。
小金井市立 小中学校 PTA連合会	<ul style="list-style-type: none">・いじめられた側の『なぜ』いじめられたのか、いじめた側の『なぜ』いじめたのか、これをいじめられた側といじめた側だけではなく傍観者にも伝え、全方向で考えることが大切だと思う。お互いの立場の理解が大事である。・学校と保護者＋地域関係機関（以下、地域）に壁があるように感じる。学校内だけで解決しようとするので、保護者＋地域は『隠されている』と感じる。個人情報に関して厳しい状況であることも分かるが、子どもの命と個人情報のどちらが大切なのかを考えるべきである。また、学校内だけで解決しようすると、先生方の負担（心的な）が大きくなる。保護者＋地域が集う学校運営連絡会（協議会）をもっと使うべきである。学校負担が大きすぎることで、子ども達の学校生活が破綻することは言語道断である。子どもたちを支えるべき大人がたくさんいることが、子どもたちにとっても、大人にとっても最良である。